

特別会計に関する法律施行令（貿易再保険特別会計部分抜粋）  
（平成十九年三月三十一日政令第百二十四号）

内閣は、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）及び会計法（昭和二十二年法律第三十五号）の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 総則

- 第一節 会計年度所属区分（第一条・第二条）
- 第二節 出納整理期限（第三条—第七条）
- 第三節 予算及び決算（第八条—第十二条）
- 第四節 支出（第十三条—第十六条）
- 第五節 報告（第十七条・第十八条）
- 第六節 契約（第十九条—第二十五条）
- 第七節 帳簿（第二十六条—第三十三条）
- 第八節 財務情報の開示（第三十四条—第三十八条）

第二章 各特別会計の管理及び経理

- 第一節 交付税及び譲与税配付金特別会計（第三十九条）
- 第二節 国債整理基金特別会計（第四十条—第四十二条）
- 第三節 財政投融资特別会計（第四十三条—第四十五条）
- 第四節 外国為替資金特別会計（第四十六条—第四十九条）
- 第五節 エネルギー対策特別会計（第五十条—第五十四条）
- 第六節 労働保険特別会計（第五十五条・第五十六条）
- 第七節 年金特別会計（第五十七条—第六十一条）
- 第八節 食料安定供給特別会計（第六十二条—第六十四条）
- 第九節 農業共済再保険特別会計（第六十五条）
- 第十節 森林保険特別会計（第六十六条）
- 第十一節 国有林野事業特別会計（第六十七条—第八十二条）
- 第十二節 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計（第八十三条）
- 第十三節 貿易再保険特別会計（第八十四条・第八十五条）
- 第十四節 社会資本整備事業特別会計（第八十六条—第八十九条）

附則

第一章 総則

- 第一節 会計年度所属区分

(歳入の会計年度所属区分)

第一条 次の各号に掲げる収入は、当該各号に定める年度の歳入とする。

- 一 地震再保険特別会計における地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第三条の規定による再保険の再保険料 再保険契約に係る再保険責任の開始日の属する年度
- 二 農業共済再保険特別会計における再保険料等（特別会計に関する法律（以下「法」という。）第百三十八条第二項第十一号に規定する再保険料等をいう。） 農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百三十四条各項に規定する再保険関係に係る再保険責任又は同法第百四十一条の四各項に規定する保険関係に係る保険責任の開始日の属する年度
- 三 国有林野事業特別会計における収入 当該収入について調査決定した日の属する年度
- 四 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計における普通保険等再保険事業（法第百七十二條第二項に規定する普通保険等再保険事業をいう。第十六条第一項第六号において同じ。）及び特殊保険再保険事業（法第百七十二條第三項に規定する特殊保険再保険事業をいう。第十六条第一項第六号において同じ。）の再保険料 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百三十八条の十三第一項に規定する再保険関係に係る再保険責任又は同条第二項に規定する政府と漁船保険中央会との間の再保険関係に係る再保険責任の開始日の属する年度
- 五 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計における漁業共済保険事業（法第百七十二條第四項に規定する漁業共済保険事業をいう。第十六条第一項第七号において同じ。）の保険料 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四十七条の四に規定する保険契約に係る保険責任の開始日の属する年度

(歳出の会計年度所属区分)

第二条 国有林野事業特別会計における歳出の会計年度所属の区分は、その支出について支出の決定をした日の属する年度による。

## 第二節 出納整理期限

(歳入金 of 収納期限)

第三条 国有林野事業特別会計の出納官吏又は出納員において毎会計年度所属の歳入金を収納するのは、当該年度の三月三十一日限りとする。

(歳出金の支出期限)

第四条 国有林野事業特別会計の支出官において毎会計年度所属の経費を支出するのは、当該年度の三月三十一日限りとする。

(歳出金の支払期限)

第五条 国有林野事業特別会計の出納官吏又は出納員において毎会計年度所属の歳出金を

支払うのは、当該年度の三月三十一日限りとする。

(返納金の戻入期限)

第六条 国有林野事業特別会計の支出官において会計法第九条ただし書の規定により支出済みとなった歳出の返納金を支払った歳出の金額に戻入れするのは、当該年度の三月三十一日限りとする。

(日本銀行における受入期限)

第七条 日本銀行において国有林野事業特別会計の毎会計年度所属の歳入金を受け入れるのは、当該年度の三月三十一日限りとする。

### 第三節 予算及び決算

(歳入歳出予定計算書等の内容及び送付期限)

第八条 各特別会計(勘定に区分する特別会計にあつては、勘定とする。第五項並びに次条第一項、第十条、第三十二条、第三十四条第二項並びに第三十六条第一項第一号及び第二項を除き、以下同じ。)の歳入歳出予定計算書は、歳入にあつては、その性質に従つてその金額を款及び項に区分し、更に、各項の金額を各目に区分し、見積りの理由及び計算の基づくところを示し、歳出にあつては、その金額を事項別に区分し、経費要求の説明、当該事項に対する項の金額等を示さなければならない。

2 各特別会計の繰越明許費要求書は、繰越明許費について、事項ごとに、その必要の理由を明らかにするとともに、繰越しを必要とする経費の項の名称を示さなければならない。

3 各特別会計の国庫債務負担行為要求書は、国庫債務負担行為について、事項ごとに(社会資本整備事業特別会計の治水勘定に属する多目的ダム建設工事等(法第二百九条第一項に規定する多目的ダム建設工事等をいう。以下同じ。))又は港湾勘定に属する特定港湾施設工事等(同条第三項に規定する特定港湾施設工事等をいう。以下同じ。)に係るものについては、工事別に)その必要の理由を明らかにし、かつ、これをする年度及び債務負担の限度額を明らかにし、必要に応じてこれに基づいて支出をすべき年度、年限又は年割額を示さなければならない。

4 各特別会計の歳入歳出予定計算書には、当該特別会計の歳入歳出の予定全体に関する説明を付さなければならない。

5 各特別会計の歳入歳出予定計算書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書は、予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号。以下「令」という。)第十一条第五項の規定の例により、財務大臣に送付しなければならない。

6 前項に規定する書類には、法第三条第二項各号に掲げる書類のほか、予算総則に規定する必要がある事項に関する調書を添付しなければならない。

(歳入歳出予定額各目明細書)

第九条 所管大臣(法第三条第一項に規定する所管大臣をいう。以下同じ。)は、財務大臣

の定めるところにより、その管理する特別会計の歳入歳出予算に基づいて歳入歳出予定額各目明細書を作成し、予算が国会に提出された後、直ちに、財務大臣に送付しなければならない。

- 2 前項に規定する歳入歳出予定額各目明細書は、各項の金額を各目に区分し、必要に応じ、更に、各目の金額を細分し、かつ、これらの計算の基づくところを示さなければならない。
- 3 前項の規定による目の区分及び各目の細分は、当該歳入又は歳出に関する事務を管理する所管大臣が財務大臣に協議して定める。

(歳入歳出決定計算書の送付期限)

第十条 各特別会計の歳入歳出決定計算書は、翌年度の七月三十一日までに、財務大臣に送付しなければならない。

(貸借対照表等の様式)

第十一条 各特別会計の貸借対照表、損益計算書及び財産目録の様式は、所管大臣が財務大臣に協議して定める。

(歳入歳出等に関する計算書類の調製)

第十二条 エネルギー対策特別会計の歳入歳出予定計算書、繰越明許費要求書、国庫債務負担行為要求書、歳入歳出決定計算書その他同会計全体の計算に関する書類で所管大臣が定めるものの調製は、経済産業大臣がその指定する職員(第十七条第三項及び第四項、第十八条第二項及び第三項、第三十四条第四項並びに第三十六条第三項において「総括部局長」という。)に行わせるものとする。

#### 第四節 支出

(支払元受高)

第十三条 各特別会計(国債整理基金特別会計を除く。)においては、当該年度の収納済歳入額、法第十五条第一項の規定による一時借入金、融通証券の発行による収入金及び繰替金、同条第三項の規定による繰替金並びに同条第五項の規定による繰替金をもって支払元受高とし、歳出を支出するには、この支払元受高を超過することができない。

- 2 国有林野事業特別会計における前項の規定の適用については、同項中「当該年度の収納済歳入額」とあるのは、「前年度からの持越現金(特別積立金引当資金に属するものを除く。)のうち歳出の財源に充てることができる金額、当該年度の収納済歳入額」とする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、社会資本整備事業特別会計の治水勘定における多目的ダム建設工事等又は港湾勘定における特定港湾施設工事等に係る経理に関しては、それぞれ多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分(法第二百九条第一項に規定する多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分をいう。以下同じ。)又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分(同条第二項に規定する特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分をいう。以下同じ。)に従って、当該年度の収納済歳入額、法第十五条第一項の規定による

一時借入金及び繰替金並びに同条第三項の規定による繰替金をもって支払元受高とし、歳出を支出するには、この支払元受高を超過することができない。

(資金前渡のできる経費)

第十四条 各特別会計においては、会計法第十七条の規定により、次に掲げる経費について、主任の職員に現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。

一 労働保険特別会計の労災勘定に属する保険給付費並びに労働福祉事業費のうち労災就学等援護費及び福祉施設給付金並びに同会計の雇用勘定に属する失業等給付費及び雇用安定事業費のうち雇用安定等給付金

二 年金特別会計の国民年金勘定に属する国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十五条第四号に規定する死亡一時金及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この号において「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第九十四条に規定する特別一時金の支払のための費用、同会計の厚生年金勘定に属する昭和六十年国民年金等改正法附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）及び昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による脱退手当金に要する費用、同会計の健康勘定に属する保険給付費並びに同会計の業務勘定に属する国民年金法第八十六条の規定により市町村（特別区を含む。）に交付する費用及び健康保険事業の結核検診、結核予防、インフルエンザ予防又は疾病予防検査に係る委託費

(年度開始前に資金交付のできる経費)

第十五条 労働保険特別会計の雇用勘定においては、会計法第十八条第一項の規定により、同勘定に属する失業等給付費について、会計年度開始前に主任の職員に対し資金を交付することができる。

(概算払のできる経費)

第十六条 各特別会計においては、会計法第二十二条の規定により、次に掲げる経費について、概算払をすることができる。

一 地震再保険特別会計における再保険金

二 年金特別会計の健康勘定における保険給付費に係る社会保険診療報酬支払基金に支払う診療報酬

三 食料安定供給特別会計の食糧管理勘定（法第二百二十七条第四項第一号イに規定する食糧管理勘定をいう。以下同じ。）の負担において買入れる米穀又は麦について、当該買入れに係る契約の相手方が外国から直接買入れを行う場合における当該米穀又は麦の代価

四 農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保

険金等（法第三百三十八条第二項第十二号に規定する再保険金等をいう。）

五 国有林野事業特別会計において国有林野事業に関し労務者に支給する賃金

六 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計における普通保険等再保険事業及び特殊保険再保険事業の再保険金

七 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計における漁業共済保険事業の保険金

2 所管大臣は、前項の規定により概算払をしようとする場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

## 第五節 報告

（徴収済額の報告）

第十七条 次の各号に掲げる特別会計の歳入徴収官は、毎月、徴収済額報告書を作成し、参照書類を添付して、その翌月十五日までに、当該各号に定める所管大臣又は長官（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第六条に規定する長官をいう。以下同じ。）に、それぞれ送付しなければならない。

一 交付税及び譲与税配付金特別会計 財務大臣

二 エネルギー対策特別会計 当該歳入に関する事務を管理する所管大臣

三 年金特別会計 児童手当勘定以外の勘定に係るものについては社会保険庁長官、児童手当勘定に係るものについては厚生労働大臣

四 森林保険特別会計 林野庁長官

五 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計 水産庁長官

六 特許特別会計 特許庁長官

2 毎会計年度の翌年度の六月又は七月において、国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第二十二條第一項又は第二項の規定により国税収納金整理資金（国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）第三条に規定する国税収納金整理資金をいう。）から前年度の歳入に組み入れるべき金額が交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入に組み入れられた場合における前項の規定の適用については、同項中「その翌月十五日」とあるのは、「財務大臣の定める日」とする。

3 エネルギー対策特別会計の所管大臣の指定する職員（次条第二項において「所管部局長」という。）は、第一項の徴収済額報告書により、毎月、徴収済額集計表を作成し、参照書類を添付して、所管大臣の定める期限までに、総括部局長に送付するものとする。

4 第一項に規定する所管大臣又は長官は、同項の規定により送付された徴収済額報告書に基づき、徴収総報告書を作成し、参照書類を添付して、その月中に、所管大臣にあっては財務大臣に、長官にあっては所管大臣を経由して財務大臣に、それぞれ送付しなければならない。この場合において、エネルギー対策特別会計の徴収総報告書の調製は、経済産業大臣が総括部局長に行わせるものとする。

（支出済額の報告）

第十八条 次の各号に掲げる特別会計のセンター支出官（令第一条第三号に規定するセンター支出官をいう。以下同じ。）は、毎月、支出済額報告書を作成し、その翌月十五日までに、当該各号に定める所管大臣又は長官に、それぞれ送付しなければならない。

- 一 交付税及び譲与税配付金特別会計 総務大臣
- 二 エネルギー対策特別会計 当該歳出に関する事務を管理する所管大臣
- 三 年金特別会計 児童手当勘定以外の勘定に係るものについては社会保険庁長官、児童手当勘定に係るものについては厚生労働大臣
- 四 森林保険特別会計 林野庁長官
- 五 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計 水産庁長官
- 六 特許特別会計 特許庁長官

2 所管部局長は、前項の支出済額報告書により、毎月、支出済額集計表を作成し、所管大臣の定める期限までに、総括部局長に送付するものとする。

3 第一項に規定する所管大臣又は長官は、同項の規定により送付された支出済額報告書に基づき、支出総報告書を作成し、その月中に、所管大臣にあつては財務大臣に、長官にあつては所管大臣を経由して財務大臣に、それぞれ送付しなければならない。この場合において、エネルギー対策特別会計の支出総報告書の調製は、経済産業大臣が総括部局長に行わせるものとする。

#### 第六節 契約

（複数落札入札制度）

第十九条 食料安定供給特別会計の食糧管理勘定において、米穀の買入契約又は麦の輸入を目的とする買入契約をする場合において、一般競争又は指名競争に付するときは、その買入数量の範囲内において数量及び単価を入札させ、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次買入数量に達するまでの入札者をもって落札者としてすることができる。

2 食料安定供給特別会計の米管理勘定において、米穀の売渡契約をする場合において、一般競争又は指名競争に付するときは、その売渡数量の範囲内において数量及び単価を入札させ、予定価格を超える単価の入札者のうち、高価の入札者から順次売渡数量に達するまでの入札者をもって落札者としてすることができる。

3 食料安定供給特別会計の米管理勘定において、米穀の寄託契約をする場合において、一般競争又は指名競争に付するときは、その寄託数量の範囲内において数量及び単価を入札させ、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次寄託数量に達するまでの入札者をもって落札者としてすることができる。

4 前三項の規定による競争において同価の入札をした者が二人以上ある場合には、入札数量の多い者を先順位の落札者とし、入札数量が同一である場合には、令第八十三条の規定に準じてくじで落札者を定めるものとする。

5 前各項の場合において、最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の入札数量と合計して買入数量、売渡数量又は寄託数量を超えるときには、その超える数量については、落札がなかったものとする。

(複数落札入札制度による場合の公告記載事項)

第二十条 前条第一項から第三項までの規定による競争に付する場合における公告又は入札者に対する通知には、令第七十五条各号に掲げる事項のほか、前条第一項から第三項までのいずれの規定による競争入札であるかを明らかにし、かつ、同条第五項の規定により入札数量の一部について落札がなかったものとする旨及び第二十二條第一項の規定により当該競争入札を取り消すことがある旨並びに端数の入札を制限する場合にはその旨の記載又は記録をしなければならない。

(複数落札入札制度による場合の予定価格の決定)

第二十一条 第十九条第一項又は第二項の規定による競争に付する場合の予定価格は、当該競争入札に付する物品の種類ごとの総価額を当該物品の種類ごとの買入数量又は売渡数量で除した金額をもって定めなければならない。

(複数落札入札の取消し)

第二十二条 第十九条第一項から第三項までの規定による競争に付する場合において、その競争に加わった者が五人に満たないときは、当該競争入札を取り消すことができる。

2 前項の規定により競争入札を取り消した場合には、入札書は、そのままこれを入札者に送付しなければならない。

3 第一項の規定により競争入札を取り消した場合には、令第九十九条の二の規定は、適用しない。

(指名競争に付することができる場合)

第二十三条 国有林野事業特別会計において、立木の販売先を確保するため、立木を製材用又は木工用として直接に製材又は木工を営む者に売り払う場合には、会計法第二十九条の三第五項の規定により指名競争に付することができる。

(随意契約によることができる場合)

第二十四条 各特別会計においては、会計法第二十九条の三第五項の規定により、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。

一 第十九条第一項の規定による競争に付した場合において、落札数量が買入数量に達しないとき又は落札者のうち契約を結ばない者があるときに、買入数量に達するまで最低落札単価の制限内で契約を締結する場合

二 第十九条第二項の規定による競争に付した場合において、落札数量が売渡数量に達しないとき又は落札者のうち契約を結ばない者があるときに、売渡数量に達するまで最高落札単価を下らない価額で、契約を締結する場合

三 第十九条第三項の規定による競争に付した場合において、落札数量が寄託数量に達しないとき又は落札者のうち契約を結ばない者があるときに、寄託数量に達するまで

最低落札単価の制限内で契約を締結する場合

四 国有林野事業特別会計において、森林の一部の立木の伐採に際し、残余の立木の保護その他当該森林の保護上伐採に特殊の技術を必要とする場合において、当該森林の立木を直接にその特殊の技術を有する者に売り払うとき。

五 国有林野事業特別会計において、国有林野の所在する地方において素材生産又は製材若しくは木工を主たる業務とする地元の事業場又は工場で、当該国有林野の経営と相互に密接な関係を有するものを保護する必要がある場合において、当該国有林野の立木を、素材生産用、製材用又は木工用として直接に、その素材生産、製材又は木工を営む者に売り払うとき。

六 国有林野事業特別会計において、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第十七条の二の契約をあらかじめ公示した予定価格をもって締結する場合

2 前項第一号から第三号までの規定により随意契約によろうとする場合には、令第九十九条の三及び第九十九条の四の規定に準じて行うものとする。

（指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合の財務大臣への協議）

第二十五条 第二十三条又は前条第一項第四号から第六号までの規定により指名競争に付し、又は随意契約によろうとする場合には、農林水産大臣は、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

## 第七節 帳簿

（各省各庁の帳簿）

第二十六条 各省各庁（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいう。次条第一項において同じ。）は、その管理する特別会計の日記簿、原簿及び補助簿を備え、当該特別会計に関する一切の計算を登記しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特別会計においては、当該各号に定める省又は外局において、日記簿、原簿及び補助簿を備え、当該特別会計に関する一切の計算を登記しなければならない。

一 交付税及び譲与税配付金特別会計 総務省

二 エネルギー対策特別会計 経済産業省

三 年金特別会計 児童手当勘定以外の勘定に係るものについては社会保険庁、児童手当勘定に係るものについては厚生労働省

四 森林保険特別会計 林野庁

五 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計 水産庁

六 特許特別会計 特許庁

第二十七条 各省各庁は、前条第一項及び令百三十条に規定する帳簿のほか、その管理する特別会計（交付税及び譲与税配付金特別会計、国債整理基金特別会計及びエネルギー

一対策特別会計を除く。)の支払元受高差引簿を備え、支払元受高、支出済歳出額及び残額を登記しなければならない。ただし、官署支出官(令第一条第二号に規定する官署支出官をいう。以下同じ。)が一人である場合においては、支払元受高差引簿は、備え付けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、前条第二項第三号から第六号までに掲げる特別会計にあつては、当該各号に定める省又は外局において、同項及び令第一百三十条に規定する帳簿のほか、支払元受高差引簿を備え、支払元受高、支出済歳出額及び残額を登記しなければならない。ただし、官署支出官が一人である場合においては、支払元受高差引簿は、備え付けることができる。

第二十八条 総務省は、第二十六条第二項に規定する帳簿並びに交付税及び譲与税配付金特別会計の歳出について令第一百三十条に規定する歳出簿及び支払計画差引簿のほか、支払元受高差引簿を備え、同会計の歳出に係る支払元受高、支出済歳出額及び残額を登記しなければならない。

2 財務省は、交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入について令第一百三十条に規定する歳入簿を備え、所要の事項を登記しなければならない。

第二十九条 エネルギー対策特別会計の所管省(文部科学省、経済産業省及び環境省をいう。以下この条において同じ。)は、その所管に属する歳入及び歳出について、各勘定別に令第一百三十条の規定により歳入簿、歳出簿及び支払計画差引簿を備え、所要の事項を登記しなければならない。

2 所管省は、前項の帳簿のほか、各勘定別に所管別支払元受高差引簿を備え、その所管に属する歳出に係る支払元受高、支出済歳出額及び残額を登記しなければならない。ただし、官署支出官が一人である場合においては、所管別支払元受高差引簿は、備え付けることができる。

3 経済産業省は、第二十六条第二項及び前二項に規定する帳簿のほか、エネルギー対策特別会計全体の歳入及び歳出について各勘定別に令第一百三十条の規定により歳入簿及び歳出簿を備え、所要の事項を登記しなければならない。

4 経済産業省は、各勘定別に支払元受高総括簿を備え、エネルギー対策特別会計全体の歳出に係る支払元受高、所管省への配分額その他所要の事項を登記しなければならない。  
(官署支出官の帳簿)

第三十条 各特別会計(国債整理基金特別会計を除く。)の官署支出官は、令第一百三十二条及び第一百三十四条に規定する帳簿のほか、支払元受高差引簿を備え、支払元受高、支出済歳出額及び残額を登記しなければならない。

(帳簿の様式及び記入の方法)

第三十一条 第二十六条、第二十七条、第二十八条第一項、第二十九条第二項及び第四項並びに前条に規定する帳簿の様式及び記入の方法は、財務大臣が定める。

(勘定別の登記)

第三十二条 勘定に区分する特別会計においては、令第三百十条から第三百十四条の二までに規定する帳簿の登記は、各勘定別にしなければならない。

(工事別等の登記)

第三十三条 社会資本整備事業特別会計の治水勘定又は港湾勘定においては、第二十六条第一項、第二十七条第一項及び第三十条並びに令第三百十条から第三百十四条までの規定により備える帳簿の登記は、同会計の治水勘定に属する多目的ダム建設工事等又は港湾勘定に属する特定港湾施設工事等に係るものについては、それぞれ多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従って行わなければならない。

## 第八節 財務情報の開示

(書類の作成方法等)

第三十四条 各特別会計の法第十九条第一項の書類は、当該特別会計の当該年度末における資産及び負債の状況並びに当該年度に発生した費用の状況その他の財務大臣が定める事項を記載した書類とする。

2 前項に定める書類のほか、勘定に区分する特別会計においては、当該特別会計全体について同項に規定する事項を記載した書類を作成するものとする。

3 第一項に定める書類のほか、次に掲げる法人であって特別会計において経理されている事務及び事業と密接な関連を有する法人として財務大臣が定める要件に該当するものがある場合には、当該特別会計及び当該法人につき連結して同項に規定する事項を記載した書類を作成するものとする。

一 法律により直接に設立される法人

二 特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人

三 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人

4 交付税及び譲与税配付金特別会計に関する第一項及び前項の書類は総務大臣が、エネルギー対策特別会計に関する前三項の書類は経済産業大臣が、それぞれ調製するものとする。この場合において、エネルギー対策特別会計に関する前三項の書類の調製は、経済産業大臣が総括部局長に行わせるものとする。

(書類の送付期限等)

第三十五条 法第十九条第一項の書類は、翌年度の十月三十一日までに財務大臣に送付しなければならない。

2 内閣は、前項の書類を同項に規定する年度の十一月十五日までに会計検査院に送付しなければならない。

3 内閣は、会計検査院の検査を経た前項の書類を第一項に規定する年度に開会される常会において国会に提出するのを常例とする。

(情報開示の内容)

第三十六条 法第二十条に規定する情報として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 特別会計に関する次に掲げる情報

イ 特別会計の目的

ロ 特別会計において経理されている事務及び事業の内容並びに経理方法の概要

二 特別会計の各年度の予算に関する次に掲げる情報

イ 歳入歳出予算の概要

ロ 一般会計からの繰入金金額及び当該繰入れの理由

ハ 借入金並びに公債及び証券の発行収入金（以下この項において「借入金等」と総称する。）の額並びに借入金等を必要とする理由

ニ その他特別会計において経理されている事務及び事業の内容に照らし必要と認める事項

三 特別会計の各年度の決算に関する次に掲げる情報

イ 歳入歳出決算の概要

ロ 一般会計からの繰入金金額及び当該繰入金金額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

ハ 借入金等の額及び借入金等の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

ニ 歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

ホ 当該年度末における積立金及び資金の残高

ヘ その他特別会計において経理されている事務及び事業の内容に照らし必要と認める事項

2 前項の場合において、勘定に区分する特別会計においては、同項第一号に定める情報は、当該特別会計全体について作成するものとする。

3 交付税及び譲与税配付金特別会計に関する第一項の情報は総務大臣が、エネルギー対策特別会計に関する前二項の情報は経済産業大臣が、それぞれ調製するものとする。この場合において、エネルギー対策特別会計に関する前二項の情報の調製は、経済産業大臣が総括部局長に行わせるものとする。

(情報開示の時期)

第三十七条 法第二十条の情報は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日以後速やかに開示するものとする。

一 法第十九条第一項の書類に記載された情報 当該書類を国会に提出した日

二 前条第一項第一号に掲げる情報 特別会計を設置した日

三 前条第一項第二号に掲げる情報 予算を国会に提出した日

四 前条第一項第三号に掲げる情報 決算を国会に提出した日

2 前項の規定により開示した後、前条第一項第一号又は第二号に掲げる情報について変更があった場合には、速やかにその内容を修正するものとする。

(情報開示に関する細目)

第三十八条 第三十四条から前条までに規定するもののほか、法第十九条第一項の規定による書類の作成及び法第二十条の規定による情報の開示に関し必要な事項は、財務大臣が定める。

## 第二章 各特別会計の管理及び経理

### 第十三節 貿易再保険特別会計

(損益計算の方法)

第八十四条 法第八十八条第二項の規定により政令で定める損益計算の方法については、当該年度における収納済み及び収納未済の法第八十四条第一号イに規定する再保険料、同号ロに規定する回収金及び同号チに規定する納付金並びに附属雑収入（前年度末において収納未済であったもの（経済産業大臣が財務大臣に協議して定める場合に係るものを除く。）を除く。）、前年度末における未経過再保険料及び支払備金並びに異常危険準備金からの戻入れをもってその利益とし、当該年度における支出済みの同条第二号イに規定する再保険金、当該年度における支出済み及び支出未済の事務取扱費、借入金、一時借入金及び融通証券（法第九十二条第二項の規定により借り換えた一時借入金及び発行した融通証券を含む。）の利子、融通証券の発行及び償還に関する経費その他の諸費（前年度末において支出未済であったものを除く。）、当該年度末における未経過再保険料及び支払備金、異常危険準備金への繰入れ並びに雑損をもってその損失とする。

2 前項に規定する未経過再保険料、支払備金及び異常危険準備金の計算は、経済産業大臣が財務大臣に協議して定める。

(積立金からの補足)

第八十五条 法第八十九条第二項に規定する政令で定める場合は、貿易再保険特別会計の毎会計年度の収納済歳入額から支出済歳出額及び歳出の翌年度への繰越額を控除して不足する場合とし、同項の規定により積立金から補足する金額は、当該不足する額に相当する金額とする。

## 附 則

(施行期日等)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。ただし、第八条第三項（社会資本整備事業特別会計に関する部分に限る。）、第十三条第三項及び第三十三条、第二章第三節及び第十四節並びに附則第二十二条及び第二十三条の規定は、平成二十年度の予算から適用する。

- 2 平成十九年度の予算に係る第三十六条第一項第二号に掲げる情報の開示については、第三十七条第一項第三号中「予算を国会に提出した日」とあるのは、「法の施行の日」とする。

(政令の廃止)

第二十四条 次に掲げる政令は、廃止する。

- 一 食糧管理特別会計法施行令（大正十年勅令第二百二十四号）
- 二 漁船再保険及漁業共済保険特別会計法施行令（昭和十二年勅令第二百三十四号）
- 三 森林保険特別会計法施行令（昭和十二年勅令第二百三十五号）
- 四 農業共済再保険特別会計法施行令（昭和十九年勅令第四百五十七号）
- 五 厚生保険特別会計法施行令
- 六 農業経営基盤強化措置特別会計法施行令（昭和二十一年勅令第六百二十三号）
- 七 国有林野事業特別会計法施行令（昭和二十二年政令第二百九十三号）
- 八 船員保険特別会計法施行令（昭和二十三年政令第十三号）
- 九 国立高度専門医療センター特別会計法施行令（昭和二十四年政令第九十八号）
- 十 貿易再保険特別会計法施行令（昭和二十五年政令第二百六号）
- 十一 外国為替資金特別会計法施行令（昭和二十六年政令第二百二十二号）
- 十二 財政融資資金特別会計法施行令（昭和二十六年政令第四百十三号）
- 十三 産業投資特別会計法施行令（昭和二十八年政令第四百十六号）
- 十四 交付税及び譲与税配付金特別会計法施行令（昭和二十九年政令第六号）
- 十五 自動車損害賠償保障事業特別会計法施行令（昭和三十年政令第七十八号）
- 十六 国営土地改良事業特別会計法施行令（昭和三十二年政令第九十六号）
- 十七 道路整備特別会計法施行令（昭和三十三年政令第六十七号）
- 十八 治水特別会計法施行令（昭和三十五年政令第七十号）
- 十九 港湾整備特別会計法施行令（昭和三十六年政令第六十一号）
- 二十 国民年金特別会計法施行令（昭和三十六年政令第百号）
- 二十一 自動車検査登録特別会計法施行令（昭和三十九年政令第九号）
- 二十二 都市開発資金融通特別会計法施行令（昭和四十一年政令第二百二十三号）
- 二十三 地震再保険特別会計法施行令（昭和四十一年政令第六十五号）
- 二十四 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法施行令（昭和四十二年政令第七十六号）
- 二十五 国債整理基金特別会計法施行令（昭和四十三年政令第二百三十九号）
- 二十六 特定国有財産整備特別会計法施行令（昭和四十四年政令第四十八号）
- 二十七 空港整備特別会計法施行令（昭和四十五年政令第七十六号）
- 二十八 労働保険特別会計法施行令（昭和四十七年政令第百十八号）
- 二十九 電源開発促進対策特別会計法施行令（昭和四十九年政令第三百四十号）

三十 特許特別会計法施行令（昭和五十九年政令第二百三十七号）

三十一 登記特別会計法施行令（昭和六十年政令第八十五号）